

契約書別紙兼重要事項説明書

望満合同会社
訪問看護ステーション望満

2026 年 6 月改訂

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	望満合同会社
主たる事務所の所在地	〒703-8294 岡山市中区新京橋 2 丁目 9-29
代表者（職名・氏名）	代表社員 大池 智子
設立年月日	令和 7 年 11 月 25 日
電話番号	086－237－1860

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション望満
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒703-8294 岡山市中区新京橋 2 丁目 9-29
電話番号	086－237－1860
指定年月日・事業所番号	令和 8 年 1 月 21 日指定 3360191898
管理者の氏名	大池 智子
通常の事業の実施地域	岡山市北区：御南（西小学校区のみ）桑田、岡輝、中央中学校区。中区：富山、操南、緑ヶ丘、東山 操山、高島（湯迫、祇園以外）竜操（竜の口小学校区以外）中学校区。南区：福浜（福浜小、平福小学校区のみ）中学校区。東区：（可知・政田）小学校区のための区域

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。また、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。さらに利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師等その他省令で定める者が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 1人	理学療法士	人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 大池 智子
----------	-------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、医療保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

- ① 通常の実施地域を超えた場合は、下記の額をご負担いただきます。

通常の実施地域を超えた地点から1km以上は、1kmあたり50円

- ② 死後の処置料

20,000円

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降（看護師）	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円

専門研修を受けた看護師（※）の場合	1 月につき	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円
-------------------	--------	----------	---------	---------	---------

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅱ

		利用料			
		10 割	1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担
同 一 建 物 居 住 者 へ の 複 数 訪 問 (2 人目まで)	看護師の場合 (週 3 日目まで)	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師の場合 (週 4 日目以降)	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
同 一 建 物 居 住 者 へ の 複 数 訪 問 (3 人以上 9 人目まで)	看護師の場合 (週 3 日目まで)	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	看護師の場合 (週 4 日目以降)	3,280 円	328 円	656 円	984 円
同 一 建 物 居 住 者 へ の 複 数 訪 問 (10 人以上 19 人目まで)	看護師の場合 (月 20 日目まで)	2,760 円	276 円	552 円	828 円
	看護師の場合 (月 21 日目以降)	2,660 円	266 円	532 円	798 円
専門研修を受けた看護師（※）との同行訪問	1 月につき	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円

※同一日に同一建物で利用者様 3 名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金変動します。

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10 割	1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担
一時外泊時の訪問看護利用	1 回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物内 2 人まで	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 3 回以上	同一建物内 2 人まで	8,000 円	800 円	1,600 円	1,800 円
		同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 20 日目まで	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
		同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 21 日目以降	6,900 円	690 円	1,380 円	2,070 円
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
夜間早朝訪問看護加算 (6～8 時／18～22 時)	同一建物内 2 人まで		2,100 円	210 円	420 円	630 円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
		月 16 日目以降	6,900 円	690 円	1,380 円	2,070 円
深夜訪問看護加算 (22 時～6 時)	同一建物内 2 人まで		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円

		月 16 日目以降	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物 2 人以下	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物 3 人以上 9 人以下	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
訪問看護物対応料 1 1 日につき	月の初日の訪問の場合	令和 8 年 6 月～	60 円	6 円	12 円	18 円
		令和 9 年 6 月～	120 円	12 円	24 円	36 円
	月の 2 日目以降の訪問の場合	令和 8 年 6 月～	20 円	2 円	4 円	6 円
		令和 9 年 6 月～	40 円	4 円	8 円	12 円

訪問看護管理療養費

				利用料			
				10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合 1 月につき			7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
	月の 2 日目以降の場合 1 日につき	単一建物居住利用者が 20 人未満		3,010 円	301 円	602 円	903 円
		単一建物居住利用 者が 20 人以上 50 人未満	月 15 日目まで	2,510 円	251 円	502 円	753 円
			月 16 日目以降 24 日目まで	2,310 円	231 円	462 円	693 円
			月 25 日目以降	2,210 円	221 円	442 円	663 円
		単一建物居住 利用者が 50 人 以上	月 15 日目まで	2,410 円	241 円	482 円	723 円
			月 16 日目以降 24 日目まで	2,210 円	221 円	442 円	663 円
			月 25 日目以降	2,010 円	201 円	402 円	603 円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	上記以外の場合	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	上記以外の場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導 を長時間行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに 係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理 を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管 理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

※退院支援指導加算は、長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあっては、1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合に限る

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

(1)介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患(※該当者)や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。

(2) 医師の指示に基づき、週 3 回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。

(3) 標準の訪問時間は 1 回の訪問につき 30 分～90 分程度です。

※厚生労働大臣の定める状態にあるものとは次のとおりです。

(イ) 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

(ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※緊急訪問看護加算の算定要件は、これまでの要件に加えて以下の要件も追加します。

- ・利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じ、主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した際は、日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録する

- ・加算を算定する理由を訪問看護療養費明細書に記載する

※24 時間対応体制加算は、利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

(2) 支払い方法

上記（１）及から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、次回訪問時に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 25 日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 あおぞらネット銀行 法人第二営業部支店 普通 2396871
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の 25 日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 あおぞらネット銀行 法人第二営業部支店 普通 2396871
現金払い	サービスを利用した月の翌月の 25 日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

※原則、口座引き落としもしくは現金払いをお願いします。

(5) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	代表職員 大池 智子
-------------	------------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(6)身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

②非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(7)秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

(8)事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【家族等緊急連絡先】

氏 名 (続柄)

住 所

電話番号

携帯電話

勤務先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款
補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険は、訪問看護事業者が、訪問看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊について負う法律上の賠償責任を保証する保険です。

(9)身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(10)記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から 5 年間保存します。

(11)衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(12)業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(13)サービス提供に関する相談、苦情について

①苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。

② 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 望満合同会社 大池 智子	所在地 岡山市中区新京橋 2 丁目 9-29 電話番号 086-237-1860 FAX 番号 086-237-1861 受付時間 月曜～金曜 午前 9 時～午後 5 時
岡山市 事業者指導課	電話番号 086-212-1013
岡山県国民健康保険団体連合会	電話番号 086-223-8818

(14)指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

①訪問看護計画を作成する者

氏 名 _____ (連絡先：086-237-1860)

②提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

介護保険の適用の有無	利用料（月額）	利用者負担（月額）	交通費の有無
有・無	円	円	有 ・ 無

③1 ヲ月当りの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）の目安

利用者負担額の目安額	
------------	--

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヲ月以内とします。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	
	事業者（法人）名	望満合同会社
		訪問看護ステーション望満
	代表者職・氏名	代表職員 大池 智子 印
	説明者職・氏名	

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
	電話番号	

署名代行者（又は法定代理人）		
	住所	
	本人との続柄	
	氏名	印
	電話番号	

立会人	住所	
	氏名	印
	電話番号	